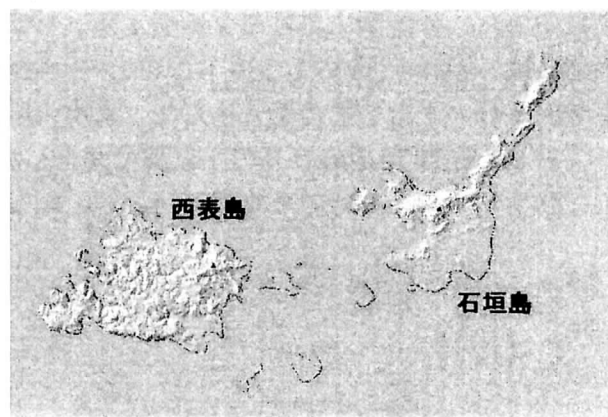
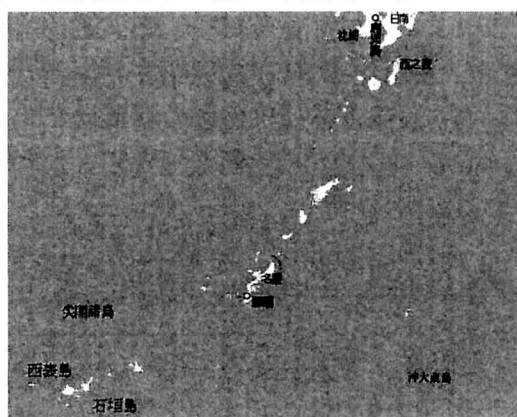


八重山漁協一本釣研究会の資源回復計画への取り組み

八重山漁協一本釣研究会
比嘉幸秀

1. 地域の概要

八重山群島は日本の最南端に位置し、八重山漁協のある石垣島や西表島など大小様々なサンゴ礁の島から成っている。その中には、日本最大のサンゴ礁海域である石西礁湖や沖合の曾根漁場など豊かな漁場に恵まれている。



2. 漁業の概要

私たちの所属する八重山漁協は、正組合員 304 名、准組合員 68 名、合計 372 名で構成されている。主な漁業種類は、沖合漁場で営まれている、底魚一本釣、イカ釣、パヤオ漁業、マグロ延縄、カツオ一本釣、サンゴ礁漁場では、潜水器、刺網、小型定置網、カゴ網などの多種多様な漁業が営まれている。また、近年はモズク、ヤイトハタ、シャコガイの養殖も盛んに行われている。

八重山漁協では、漁業種類毎に研究部会があり、一本釣研究会においては、平成 10 年の 132 名から、現在 70 名と約半数に減少し、年齢についても 50 歳以上が約 70% と高齢化が進んでいる。

3. 一本釣研究会のこれまでの経緯

八重山漁協一本釣研究会は、昭和 55 年に発足した。当初は、生産力増強のため漁獲物を横取りするサメ駆除を主に行っていた。

(1) ソデイカ漁業への取り組み

平成 2 年からソデイカ漁業が始まったが、ソデイカ漁業が盛んになるにつれて乱獲などによる資源への影響が懸念された。このため、平成 3 年の漁協臨時総会において「セイイカ漁業の漁期制限について」が決議された。同年にセイイカ自主規制委員会を結成して、

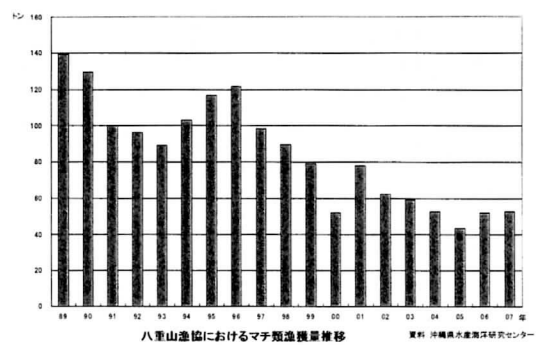
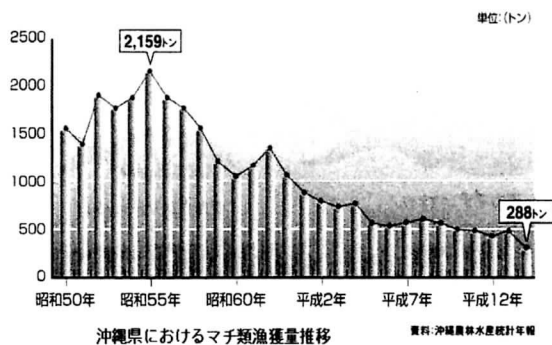
ソデイカ漁業の自主規制への取り組みが始まった。内容としては、禁漁期の設定、休漁日の設定、鮮度保持のための操業日数制限などである。平成6年には、宮古地区3漁協、与那国町漁協との合意により先島地区ソデイカ自主規制海域の設定を沖縄県海区漁業調整委員会に要請し、翌年ソデイカ漁業に係る委員会指示に先島自主規制海域が規定された。

(2) 底立て延縄漁業とのトラブル

また、平成4年頃から県外や沖縄本島からの大型漁船による底立て延縄漁業が盛んに行われるようになった。底立て延縄漁業は非常に効率的な漁法であり、漁業資源の悪化が懸念されていた。八重山漁協一本釣研究会では、発足以来、底立て延縄漁業を禁止にしていたことから、県外や沖縄本島の対象漁協あてに自粛要請を行った。

4. 課題選定の動機

八重山では、沖合曾根や島の周辺で漁獲されるマチ類が年々減少し、資源の枯渇が懸念されていた。沖縄県におけるマチ類4種（ハマダイ、アオダイ、オオヒメ、ヒメダイ）の漁獲量は、昭和55年の2,159トンピークに年々減少し、平成14年には288トンとピーク時の7分の1近くまで落ち込んだ。八重山漁協においても同様にマチ類の漁獲量が減少しており、約20年前の3分の1以下に減少している。このため、マチ類資源を何とか持続的に利用していくための取り組みが必要となっていた。

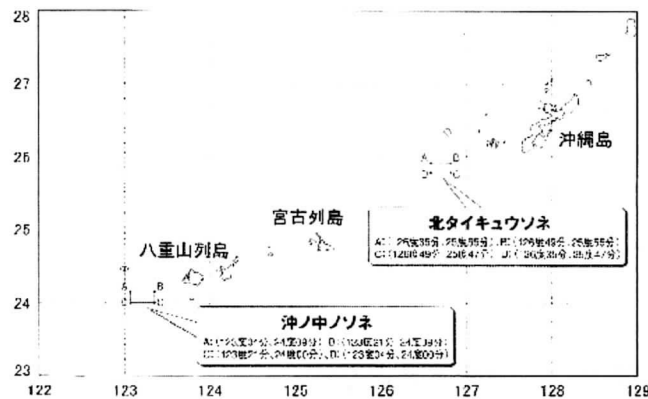


5. 資源回復計画への取り組み

八重山近海でマチ類の資源管理を行なうにあたって、どのような手法が最も適切かを検討した。県漁連などで県外漁船が大量に小型のマチ類を水揚げしていることから、小型魚の保護を図るため、漁獲サイズの制限について話し合った。しかし、マチ類は深海から釣り上げられることから、浮き袋が口から出てしまう魚も多くリリースができないこと、針のサイズを大きくしても小型個体が釣れることから、サイズ制限の手法を断念した。

沖縄県水産海洋研究センターで解析されたマチ類の生体データによると、マチ類でも特にアカマチは成熟に要する年齢が15年と長く、親の保護が資源管理に効果的であるとのことであった。よって、宮古地区3漁協及び与那国町漁協と協議して保護区の設定について検討した。先島近海でマチ類の漁場となっていたのは、石垣・西表島周辺漁場、多良間曾根、水納島周辺、仲ノ御神島周辺、沖合曾根である中ノ曾根、沖ノ中ノ曾根である。マチ類の親の保護に繋がり、かつ、全員が守れる漁場である沖ノ中ノ曾根を保護区として設定することになった。一番遠い漁場であるため監視の目が行き届かないのではないかと懸念

念があったが、漁業者の生活に与える影響を考慮した結果である。また、一本釣研究会内部でも、特に高齢者は、資源管理に賛同する者が少なく説得するのに時間を要した。その結果、平成 17 年になってようやく本県でのマチ類資源回復計画が策定され、平成 22 年 3 月までの取り組みとしてスタートした。管理手法としては、沖縄本島地区の北タイキウソノ曾根と先島地区の沖ノ中ノ曾根の 2ヶ所に保護区を設定し、保護区内を周年全面禁漁とした。同計画は、お互いの漁場を利用している鹿児島県と連携した広域の資源回復計画として進めることになった。また、同じ漁場を利用している鹿児島県以外の県外漁船にも協力要請を行った。平成 18 年からは、マチ類の保護区を設定する沖縄海区漁業調整委員会指示が発動されている。これにより、漁業者の自主規制だけではなく、一般の遊漁者も含めた資源管理となった。



6. 波及効果

(1) 水産総合研究センター西海区水産研究所及び水産海洋研究センターが行った沖ノ中ノ曾根での試験操業結果によると、アカマチの漁獲量が増加したことや、漁獲されるアカマチの卵巣が発達していることがわかった。したがって、この曾根を禁漁にすることで、産卵魚の保護に成功していると想定された。

(2) このマチ類資源回復計画を策定してから、水産庁の取締船が頻繁に保護区を巡回するようになり、台湾船の違法操業が減少した。

(3) 県外底魚一本釣漁船が、荒天時に島周辺漁場で操業することも問題となっていた。また、その問題について協議する場すらなかった。マチ類資源回復計画を進めていくにあたり、県外底魚一本釣漁業者とも協議の場を設けることができ、徐々に有効な漁場利用を図れるようになった。

(4) さらに、ソデイカ、マチ類、沿岸性魚類など、様々な資源管理を行なうことにより、漁業者の資源管理に関する意識が向上したことも大きな波及効果である。



試験採捕されたアカマチの卵巣



沖ノ中ノ曾根で確認された台湾漁船

7. 今後の課題

マチ類資源回復計画は、平成17年からスタートし、平成22年3月までの取り組みではあるが、その後も同計画を継続していく必要がある。マチ類、特にアカマチは成熟に時間を要することから、保護区内の稚魚が親になるまでにはまだ時間が必要である。しかし、近年の漁業環境の悪化から、これ以上漁業者が操業を我慢することも難しい。また、保護区である沖ノ中ノ曾根では、依然として台湾の密漁船が頻繁に見受けられる。よって、12月から6月のソデイカ漁の時期を禁漁とし、それ以外の時期は漁船による監視を兼ねながら漁を行うようにしてはどうかと私自身は考えている。さらに、台湾漁船のさらなる取締の強化や、台湾側との協議も必要である。また、保護区解禁後は、マチ類の漁獲増加により価格が暴落することが予想されるため、流通面の改善にも取り組み、価格を維持していかなければならない。

近年、遊漁も盛んになっている。土・日・祭日となれば八重山の島々周辺は漁船より遊漁船の数が多いという日も少なくない。漁具など道具類の改良による乱獲や、釣上げた漁獲物が鮮魚店、個人冷凍業者に売買されることなどが問題となっている。

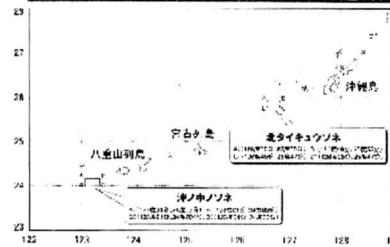
八重山漁協が行っている取り組みには、漁業者だけでなく、漁業以外の海洋レクリエーション業者、一般の釣り人も含めた多くの人の協力が必要である。近年の漁場環境の悪化や水産資源の減少など、水産業を取り巻く環境は依然として厳しい。よりよい八重山の水産業の発展を地域住民と手を取り合って進めていきたい。



ここは、保護区です。

近年、マチ類の漁獲量は激減しています。
そこで、県内の漁業者達が話し合っ保護区を設定しました。
実施期間は平成17年10月から平成22年3月まで
マチ類の資源回復にご協力下さい。

次の保護区では、漁業者、遊漁者を問わず釣り以外の漁法は禁止です。



沖縄県水産庁
TEL: 098-232-2222

詳しいことは、最寄りの漁協、県漁連、県水産課へお問い合わせください。
ホームページでもご覧いただけます。 <http://www.jfa.naff.go.jp/sign/matsurimachi.htm>



沖縄漁業・漁協
TEL: 098-263-3311